

# 人事委員会年報

令和5年度

さいたま市人事委員会

# 目 次

## 第1 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会事務局組織及び所掌事務	2
4	人事委員会事務局の予算	4
5	人事委員会の開催状況	5

## 第2 任用

1	採用試験	14
2	採用選考	14
3	昇任試験	21
4	昇任選考	22

## 第3 給与、勤務時間その他の勤務条件

1	給与等に関する報告及び勧告	25
2	条例の制定、改廃に対する意見	29
3	規則等の制定、改廃の協議	30
4	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等	33

## 第4 公平審査等

1	勤務条件に関する措置要求	34
2	不利益処分に関する審査請求	34
3	苦情相談	35

## 第5 職員団体

1	職員団体の登録	36
2	管理職員等の範囲	37

## 第6 労働基準監督機関

1	労働基準法の号別区分等	41
2	職権行使状況	43

<b>第7</b>	<b>人事委員会規則等の制定、改廃</b>	
1	人事委員会規則	44
2	人事委員会通達	44
<b>第8</b>	<b>公平委員会事務の受託</b>	45
<b>第9</b>	<b>各種会議の開催状況</b>	
1	全国人事委員会連合会	46
2	大都市人事委員会連絡協議会	46
3	その他の会議	46

○ 事務局職員名簿（令和5年4月1日現在）

# 第 1 組織と運営

## 1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口 15 万人以上のもの及び特別区は、同条第 2 項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市として必置の人事委員会が円滑に機能していくよう、地公法第 7 条第 2 項の規定に基づき、さいたま市人事委員会設置条例（平成 14 年さいたま市条例第 51 号）により平成 14 年 10 月 1 日に人事委員会を設置し、翌平成 15 年 4 月 1 日、政令指定都市への移行に伴い、地公法第 7 条第 1 項の規定に基づく人事委員会となった。

## 2 人事委員会の構成

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は 4 年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4 年、3 年、2 年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職	氏 名	任 期
委 員 長	白 鳥 敏 男	令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
委 員 (委員長職務代理者)	大久保 洋一郎	令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
委 員	久 田 富士子	令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### 3 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和5年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

#### (1) 組織（14人）

事務局長 1人	副理事兼事務局次長 1人	課長 1人	参与 1人	(任用係) 係長 1人 主査 3人 主任 1人 主事 1人 (調査係) 係長 1人 主査 2人 主任 1人
------------	-----------------	-------	-------	-------------------------------------------------------------------------------

#### (2) 所掌事務（任用調査課）

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事記録に関すること。
- ウ 人事に関する統計報告に関すること。
- エ 人事委員会業務の状況の報告に関すること。
- オ 人事委員会規則、訓令等の制定、改廃及び公布に関すること。
- カ 競争試験、選考に関すること。
- キ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ク 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- ケ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 任用制度及び給与制度に関すること。
- シ 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- ス 勤務条件の措置要求に関すること。
- セ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- ソ 職員からの苦情の処理に関すること。

- タ 退職管理に関すること。
- チ 管理職員等の範囲に関すること。
- ツ 職員団体の登録に関すること。
- テ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ト 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- ナ 公印の管理に関すること。
- ニ 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- ヌ 事務局職員の人事、予算及び決算に関すること。
- ネ 事務局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。
- ノ 事務局の危機管理に関すること。
- ハ 事務局の庶務に関すること。

#### 4 人事委員会事務局の予算

令和5年度における本人事委員会の当初予算（歳出）は、次のとおりである。

科 目	予算額（千円）	内 容 等
(款) 総務費		
(項) 人事委員会費		
(目) 人事委員会費	148,640	
報 酬	7,680	委員報酬
給 料	51,046	事務局職員給料
職 員 手 当 等	50,819	事務局職員手当
共 済 費	19,547	事務局職員共済組合負担金
報 償 費	352	職員採用試験面接官研修講師謝礼
旅 費	1,001	普通旅費
交 際 費	40	委員交際費
(節) 需 用 費	2,438	職員採用試験受験案内他
役 務 費	1,204	職員採用試験健康診断料他
委 託 料	9,601	職員採用試験採点委託料他
使用料及び賃借料	1,993	職員採用試験システム機器リース料他
備 品 購 入 費	360	職員採用試験体力検査使用機器他
負担金、補助及び交付金	2,559	全国人事委員会連合会等分担金、各種研修会参加負担金他

## 5 人事委員会の開催状況

本委員会の会議は定例会と臨時会とに分かれ、令和5年度における開催状況は次のとおりである。

(全体)

	定例会	臨時会	計
開催回数	21	5	26
議案件数	52	12	64
協議件数	4	1	5
報告件数	42	5	47

(個別)

	開催年月日	議題等
第1回 定例会	令和5年4月11日	<b>議案</b> 1 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度等）及び学芸員採用選考の実施について 2 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について <b>報告</b> 1 第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について 2 職員の懲戒処分について
第2回 定例会	令和5年4月25日	<b>議案</b> 3 係長級昇任試験実施要領の改正について 4 令和5年度係長級昇任試験の実施について 5 採用試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱の改正について 6 令和4年（審）第1号事案について <b>報告</b> 3 苦情相談の状況について 4 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議に対する申し入れについて



第3回 定例会	令和5年5月9日	<b>議案</b> 7 職務に専念する義務の免除について <b>報告</b> 5 さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則に基づく勤務延長の状況報告について
第4回 定例会	令和5年5月23日	<b>報告</b> 6 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度・免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士）、学芸員選考）の申込状況について 7 令和5年度大都市人事委員会連絡協議会委員長会議の審議結果について 8 解雇予告除外認定について 9 職員の懲戒処分について 10 特定機械等の廃止にかかる届出について
第5回 定例会	令和5年6月6日	<b>議案</b> 8 令和5年度職員採用試験（高校卒業程度、免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の実施について 9 令和5年度障害者職員採用選考の実施について
第6回 定例会	令和5年6月20日	<b>議案</b> 10 条件付採用期間の延長について <b>報告</b> 11 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度・免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士）、学芸員選考）の第1次試験及び第2次試験実施状況について 12 特定機械等の廃止にかかる届出について 13 労働基準法別表第1の号別区分一覧について

第7回 定例会	令和5年7月11日	<p><b>議案</b></p> <p>11 任用に関する規則の様式の改正について</p> <p>12 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度（行政事務C））の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>13 令和4年（審）第1号事案について</p> <p>14 人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について</p> <p><b>報告</b></p> <p>14 令和5年度昇給実施状況について</p> <p>15 苦情相談の状況について</p> <p>16 職員の懲戒処分について</p>
第8回 定例会	令和5年7月25日	<p><b>議案</b></p> <p>15 令和5年人事委員会勧告の勧告日等について</p> <p><b>報告</b></p> <p>17 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士）、学芸員選考）の第1次試験合格者について</p> <p>18 令和5年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p> <p>19 第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について</p> <p>20 第131回全国人事委員会連合会総会について</p> <p><b>協議</b></p> <p>1 令和5年人事委員会勧告の内容について</p>
第9回 定例会	令和5年8月8日	<p><b>議案</b></p> <p>16 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定に基づく協議について</p> <p><b>報告</b></p> <p>21 勤務条件に関する調査の結果について</p> <p><b>協議</b></p> <p>2 令和5年人事委員会勧告の内容について</p>

<p>第10回 定例会</p>	<p>令和5年8月21日</p>	<p><b>議案</b></p> <p>17 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職））の採用予定人員の変更について</p> <p>18 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士）、学芸員選考）の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>19 民間給与実態調査の調査結果の集計方法及び職員給与実態調査の調査結果との比較方法について</p> <p>20 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p><b>報告</b></p> <p>22 職員給与実態調査の集計結果について</p> <p>23 人事院勧告について</p> <p><b>協議</b></p> <p>3 令和5年人事委員会勧告の内容について</p>
<p>第1回 臨時会</p>	<p>令和5年8月29日</p>	<p><b>報告</b></p> <p>24 令和5年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の申込状況について</p> <p>25 職種別民間給与実態調査の集計結果について</p> <p>26 大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議について</p> <p><b>協議</b></p> <p>4 令和5年人事委員会勧告の内容について</p>
<p>第11回 定例会</p>	<p>令和5年9月5日</p>	<p><b>議案</b></p> <p>21 条例案に対する意見について</p> <p>22 新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について</p>

		<p><b>報告</b></p> <p>27 さいたま市教職員組合等からの要求について</p> <p>28 埼玉県公務・公共業務労働組合共闘会議等からの要請について</p> <p>29 さいたま市職員労働組合協議会からの申し入れについて</p> <p><b>協議</b></p> <p>5 令和5年人事委員会勧告の内容について</p>
第2回臨時会	令和5年9月13日	<p><b>議案</b></p> <p>23 令和4年（審）第1号事案について</p> <p>24 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p><b>報告</b></p> <p>30 全国人事委員会連合会に対する要請について</p>
第12回定例会	令和5年9月19日	<p><b>議案</b></p> <p>25 条件付採用期間の延長について</p> <p>26 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について</p> <p>27 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づく協議について</p> <p><b>報告</b></p> <p>31 令和5年度係長級昇任試験の申込状況について</p>
第3回臨時会	令和5年9月26日	<p><b>議案</b></p> <p>28 令和5年度職員採用試験（民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理））第1次試験合格者の選定に係る取扱いについて</p>

第13回 定例会	令和5年10月10日	<p><b>報告</b></p> <p>32 任用候補者名簿から任用候補者の削除及び当該削除に伴う任用候補者名簿の訂正について</p> <p>33 令和5年度障害者職員採用選考の申込状況について</p> <p>34 令和5年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の第1次試験実施状況について</p> <p>35 苦情相談の状況について</p>
第14回 定例会	令和5年10月24日	<p><b>報告</b></p> <p>36 令和5年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の第1次試験合格者について</p> <p>37 令和5年度障害者職員採用選考の第1次選考実施状況について</p>
第15回 定例会	令和5年11月21日	<p><b>議案</b></p> <p>29 令和5年度職員採用試験（免許資格職、職務経験者（福祉、心理））の採用予定人員の変更について</p> <p>30 令和5年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>31 令和5年度係長級昇任試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p><b>報告</b></p> <p>38 令和5年度係長級昇任試験の第1次試験実施状況について</p> <p>39 令和5年度障害者職員採用選考の第1次選考合格者の決定について</p>

		40 政令指定都市等における人事委員会勧告の概要について
第4回 臨時会	令和5年11月27日	<b>議案</b> 32 条例案に対する意見について
第16回 定例会	令和5年12月5日	<b>議案</b> 33 令和5年度障害者職員採用選考の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について 34 さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定に基づく協議について <b>報告</b> 41 大都市人事委員会連絡協議会課長会議に対する申し入れについて 42 職員の懲戒処分について
第17回 定例会	令和5年12月25日	<b>議案</b> 35 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について 36 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について
第18回 定例会	令和6年1月16日	<b>議案</b> 37 事業所に係る労働基準法別表第1の号別区分の決定について 38 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について <b>報告</b> 43 令和5年度係長級昇任試験第2次試験（論文・個別面接）の実施状況について 44 苦情相談の状況について
第19回 定例会	令和6年2月5日	<b>議案</b> 39 条例案に対する意見について

		<p><b>報告</b></p> <p>45 令和5年度係長級昇任試験第2次試験の実施結果について</p>
第20回 定例会	令和6年3月5日	<p><b>議案</b></p> <p>40 令和6年度職員採用試験（大学卒業程度 行政事務C）の実施について</p>
第21回 定例会	令和6年3月19日	<p><b>議案</b></p> <p>41 令和6年度職員採用試験・選考の日程について</p> <p>42 令和6年度学芸員採用選考実施要領の制定について</p> <p>43 職員採用試験（選考）実施要領及び転職試験実施要領の改正について</p> <p>44 採用試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱の改正について</p> <p>45 令和4年（措）第1号から第6号事案までの判定について</p> <p>46 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条及びさいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定による協議について</p> <p>47 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について</p> <p>48 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について</p> <p>49 さいたま市職員の定年等に関する条例に基づく勤務延長の決定について</p> <p>50 給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について</p> <p>51 新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について</p>

		<p>52 人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>53 人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定等について</p> <p>54 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>55 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定等について</p> <p>56 市立学校の教職員（管理監督職）から行政職給料表の適用を受ける職（管理監督職以外の職）に転任する者の号給の決定について</p> <p><b>報告</b></p> <p>46 転職に係る能力認定実施報告について</p>
<p>第5回 臨時会</p>	<p>令和6年3月27日</p>	<p><b>議案</b></p> <p>57 さいたま市人事委員会事務局職員の人事発令について</p> <p>58 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用に係る通達の改正について</p> <p>59 事業所に係る労働基準法別表第1の号別区分の決定等について</p> <p>60 管理職員等の範囲を定める規則の改正について</p> <p>61 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について</p> <p>62 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づく協議について</p> <p>63 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>64 昇給に関する基準の一部改正の承認について</p> <p><b>報告</b></p> <p>47 職員の懲戒処分について</p>



## 第2 任用

### 1 採用試験

地公法第17条の2第1項の規定により、職員の採用は原則として競争試験によらなければならないとされている。同法及びさいたま市職員の任用に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第9号）の規定により、本委員会の実施した令和5年度職員採用試験の状況は下表のとおりである。

### 2 採用選考

職員の採用については、さいたま市職員の任用に関する規則において定める職については選考によることができるとしている。

なお、その一部は、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第10号）により、各任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和5年度職員採用選考の状況は下表のとおりである。

#### 試験（選考）の概要

試験種類・区分	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格発表	主な受験資格
行政事務C (プレゼンテーション 枠)	4/12 ～ 5/2	4/12～5/2 ・アピール シート	6/18 ・SPI3	6/18 ・適性検査 7/5～7/6 ・プレゼン テーション (個別面接 含む)	7/13	平成元年4月2日から平成14年4月1日生まれの人
大学卒業程度 行政事務A 行政事務B 福祉 学校事務 (技術職) 土木 建築 電気 機械 化学 農業 消防 消防 (救急救命士)	4/24 ～ 5/12	6/18 ・教養試験 (行政事務B、 技術職、民間 企業等経験者 を除く) ・専門試験 (行政事務A、 福祉、技術 職、心理、 民間企業等 経験者) ・SPI3 (行政事務B)	6/18 ・経験論文 試験 (民間企業等 経験者、職 務経験者) ・適性検査 (技術職、民 間企業等経 験者、職務 経験者)		8/22	平成5年4月2日から平成14年4月1日生まれの人  *福祉は、社会福祉主事任用資格を有する人又は令和6年3月までに取得見込みの人  *消防及び消防(救急救命士)は、身体的条件あり  *消防(救急救命士)は、救急救命士の免許を有する人又は令和6年春までに取得見込みの人

	心 理	6/29 ・体力検査 (消防、消防 (救急救命士) の教養試験合 格者のみ)	7/7 ・論文試験 ・適性検査 (技術職、民 間企業等経 験者、職務 経験者、消 防・消防(救 急救命士)を 除く)	平成元年4月2日以降に生まれた人 で、学校教育法に基づく大学(短期大 学を除く。)又は大学院において、心 理学を専修する学科を又はこれに相 当する課程を修めて卒業した人又は 令和6年3月までに卒業見込みの人
	精神保健 福祉士			平成元年4月2日以降に生まれた人 で、精神保健福祉士の資格を有する 人又は令和6年春までに取得見込み の人
免 許 資 格 職	薬 剤 師			平成元年4月2日以降に生まれた人 で、薬剤師免許を有する人又は令和 6年春までに取得見込みの人
	管理栄養士		7/11 ・身体検査 ・論文試験 ・適性検査	平成元年4月2日以降に生まれた人 で、管理栄養士免許を有する人又は 令和6年春までに取得見込みの人
	保 健 師		(消防・消防 (救急救命 士))	平成元年4月2日以降に生まれた人 で、保健師免許を有する人又は令和 6年春までに取得見込みの人
	獣医師A			平成元年4月2日以降に生まれた人 で、獣医師免許を有する人又は令和 6年春までに取得見込みの人
	獣医師B		7/18~21 ・集団面接 (大卒程度 のみ(精神保 健福祉士を 除く))	昭和63年10月2日以降に生まれた 人で、獣医師免許を有する人
民 間 経 験 企 業 等	(技術職) 土 木 建 築 電 気 機 械		7/25~8/4、 8/7~8/10、 ・個別面接	(土木、建築) 昭和38年4月2日から平成5年4月 1日生まれの人で、民間企業等に おいて、それぞれの試験区分に 関する工事の計画、設計、施工 監理等の職務経験が直近10年 中に通算5年以上ある人 (電気、機械) 昭和38年4月2日から平成5年4 月1日生まれの人で、民間企業 等において、それぞれの試験区 分に関する設備工事の計画、設 計、施工監理等又は施設の運 転、維持管理等の職務経験が直 近10年中に通算5年以上ある 人
職 務 経 験 者	保育士A 保育士B			昭和38年4月2日から平成元年4 月1日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・保育士資格を有する人 ・保育所等における保育士の職 務経験が直近10年中に通算5 年以上ある人

学芸員選考	日本美術史	6/18 第1次選考 ・教養	6/18 第2次選考 ・論文	8/22	昭和 63 年 10 月 2 日以降に生まれた人で、博物館法に基づく学芸員資格を有する人	
高校卒業程度	行政事務 学校事務 消 防 消 防 (救急救命士)	7/3 第1次選考 ・個別面接	7/30 第2次選考 ・個別面接	11/22	平成 14 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 11 日生まれの人  * 消防及び消防 (救急救命士) は身体的条件あり  * 消防 (救急救命士) は、救急救命士の資格を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人	
免許資格職	保 育 士	9/24 ・教養試験 (全職種) ・専門試験 (保育士のみ)	9/24 ・作文試験 (就職氷河期世代)  ・経験論文試験 (民間企業等経験者・職務経験者)		平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人又は令和 6 年 3 月までに取得見込みの人	
	診療放射線技師				10/14 ・適性検査 ・集団面接 (就職氷河期世代、民間企業等経験者・職務経験者)	平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、診療放射線技師免許を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人
	臨床検査技師				10/19 ・論・作文試験 ・適性検査 (行政事務、学校事務、免許資格職)	平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、臨床検査技師免許を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人
	作業療法士				10/20 ・身体検査 ・作文試験 ・適性検査 (消防・消防(救急救命士))	平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、作業療法士免許を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人
	言語聴覚士				11/1~11/2 11/4~11/10 ・個別面接	平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、言語聴覚士免許を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人
就職氷河期世代	行政事務	7/31 ~ 8/21	昭和 45 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日生まれの人(学歴、職歴は問わない)			
民間企業等経験者	行政事務		昭和 38 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日生まれの人で、民間企業等における職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人			
職務経験者	福 祉		昭和 38 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・社会福祉士資格を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人 ・社会福祉施設、福祉事務所等における相談援助業務の職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人			

	心 理				昭和 38 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人又は令和 6 年春までに取得見込みの人 ・福祉、司法、教育、医療に関する施設等における心理アセスメント、心理ケア、コンサルテーション等に関する職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人
	技 能 職 員		9/24 ・教養試験	10/20 ・作文試験 ・適性検査 ・体力検査  11/2、6 ・個別面接	11/22 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、準中型自動車の運転が可能な運転免許（5 トン限定のものを除く。）を有する人又は採用予定日の前月までに取得見込みの人
障 害 者 選 考	行政事務 学校事務	8/23 ～ 9/15	10/22 第 1 次選考 ・教養 ・作文	11/25 第 2 次選考 ・集団面接 ・個別面接	12/6 平成元年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの人 次の手帳等の交付を受けている人 ・身体障害者手帳 ・指定医師等の作成した診断書、意見書 ・療育手帳 ・児童相談所等による判定書 ・精神障害者保健福祉手帳

## 試験・選考結果

### ア 大学卒業程度

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	第3次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務C (プレゼンテーション枠)	人 83	人 83	人 24	人 18	人 6	倍 13.8

### イ 大学卒業程度・免許資格職

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B		
大学 卒 業 程 度	行政事務A	人 882	人 645	人 391	人 182	倍 3.5	
	行政事務B	272	206	113	32	6.4	
	福 祉	72	53	49	31	1.7	
	学校事務	62	42	37	16	2.6	
	技 術 職	土木	72	45	42	31	1.5
		建築	28	19	17	10	1.9
		電気	12	9	8	5	1.8
		機械	7	3	3	1	3.0
		化学	12	8	5	1	8.0
		農業	11	8	5	2	4.0
	消 防	242	190	49	22	8.6	
	消防(救急救命士)	79	70	20	7	10.0	
	心 理	37	27	24	14	1.9	
	精神保健福祉士	12	9	9	3	3.0	
免 許 資 格 職	薬剤師	11	9	9	3	3.0	
	管理栄養士	33	22	5	2	11.0	
	保健師	59	51	24	12	4.3	
	獣医師A	13	11	10	4	2.8	
	獣医師B	3	3	3	2	1.5	

ウ 高校卒業程度・免許資格職

区 分		申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
高校 卒業 程度	行政事務	人 77	人 66	人 23	人 7	倍 9.4
	学校事務	12	10	10	5	2.0
	消 防	207	178	59	29	6.1
	消防(救急救命士)	20	17	10	6	2.8
免許 資格 職	保育士	174	144	119	53	2.7
	診療放射線技師	18	16	11	3	5.3
	臨床検査技師	15	13	10	2	6.5
	作業療法士	9	9	8	3	3.0
	言語聴覚士	6	6	6	2	3.0

エ 就職氷河期世代

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務	人 270	人 191	人 12	人 3	倍 63.7

オ 民間企業等経験者

区 分		申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務		人 296	人 218	人 31	人 5	倍 43.6
技 術 職	土 木	29	25	15	7	3.6
	建 築	10	9	9	4	2.3
	電 気	8	6	3	2	3.0
	機 械	8	5	0	-	-

カ 職務経験者

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
福 祉	人 23	人 19	人 13	人 5	倍 3.8
心 理	8	8	8	4	2.0
保育士A	19	15	13	3	5.0
保育士B	6	6	5	3	2.0

キ 技能職員

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
技能職員	人 27	人 21	人 19	人 7	倍 3.0

ク 学芸員選考

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次選考 合格者数	第2次選考(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
日本美術史	人 7	人 5	人 4	人 1	倍 5.0

ケ 障害者選考

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次選考 合格者数	第2次選考(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務	人 49	人 31	人 20	人 6	倍 5.2
学校事務	6	3	3	1	3.0

### 3 昇任試験

挑戦する意欲を持つ職員のモチベーション向上及び組織活性化により、質の高い行政サービスを提供し市民満足度の向上を図るため、能力実証主義に基づく透明性、公平性の高い「係長級昇任試験」を実施した。

令和5年度係長級昇任試験の実施状況は下表のとおりである。

( ) 内は女性で内数

	第1次試験		第1次試験 免除者数 B (※)	第2次試験		競争 倍率 (A+B)/C	
	受験者数 A	合格者数		受験者数	合格者数 C		
行政事務	人 人 94 (14)	人 人 94 (14)	人 人 24 (3)	人 人 114 (15)	人 人 87 (11)	倍	
福祉	13 (3)	13 (3)	1 (0)	14 (3)	13 (2)		
技術職	土木					1.4	
	建築						
	電気						
	機械	44 (4)	43 (4)	24 (1)	63 (4)		45 (4)
	化学						
	農業						
	盆栽						
	その他 技師						
消防	57 (0)	31 (0)	26 (0)	56 (0)	28 (0)	3.0	

※ 第1次試験免除者：第1次試験に合格し第2次試験で不合格となった者（平成27年度の第1次試験合格者から適用）



#### 4 昇任選考

係長級昇任試験を除く職員の昇任については、さいたま市職員の任用に関する規則において、選考によることができるとしている。

また、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則により、その一部を各任命権者に委任している。

令和5年度昇任選考の実施状況は次のとおりである。

給料表	職務の級	昇任の内容	申請数	承認数
行政職給料表	8級	計	20	20
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	20	20
	7級	計	35	35
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	35	35
	6級	計	53	53
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	53	53
	5級	計	72	72
		昇任		
		昇格		
昇任昇格		72	72	
医療職給料表(1)	5級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	4級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1

医療職給料表(2)	6 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	5 級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	2	2
医療職給料表(3)	5 級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3
消防職給料表	9 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	8 級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3
	7 級	計	1 4	1 4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1 4	1 4
	6 級	計	1 4	1 4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1 4	1 4
企業職給料表	8 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1

企業職給料表	7 級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	2	2
	6 級	計	4	4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	4	4
	5 級	計	9	9
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	9	9

### 第3 給与、勤務時間その他の勤務条件

#### 1 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行うこととされている（地公法第8条第1項第2号）。そして、毎年少くとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告し、また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができることとされている（同法第26条）。

本委員会は、こうした地公法の規定に基づき、本市職員及び市内民間事業所の従業員の給与の実態、人事院勧告の内容その他職員の給与決定に係る諸条件について調査研究を行い、令和5年9月26日に市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### 【本年の給与勧告のポイント】

- ① 民間給与との較差（3,684円、0.92%）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給（期末手当及び勤勉手当）を引上げ（4.40月分 → 4.50月分）

#### 1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の496事業所を調査対象とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された120事業所について調査を実施した。

#### 2 職員給与と民間給与との比較

##### <月例給>

民間従業員と職員の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の同じ者同士を比較した。

民間給与	職員給与	較差
404,821円	401,137円	3,684円（0.92%）

（職員の平均年齢は40.9歳、平均経験年数は17.9年）

#### 《公民比較の民間従業員及び職員》

- 民間従業員 事務・技術関係職種の常勤従業員
  - 職員 行政職給料表適用職員のうち保育士等を除いた職員（事務・技術職員）
- ※ 民間従業員、職員ともに、本年度の新卒採用者は含まれていない。

#### <特別給>

昨年8月から本年7月までの民間の年間支給割合（月数）と職員の年間の平均支給月数を比較した。

民間支給割合	職員支給月数	差
4.48月	4.40月	0.08月

### 3 公民較差に基づく給与改定

#### (1) 月例給

- ・ 行政職給料表について、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減する形で全級・全号給について引上げ改定（平均改定率0.99%）。初任給については、大卒初任給を11,000円、高卒初任給を12,000円、それぞれ引上げ
  - ・ その他の給料表については行政職給料表との均衡を基本として改定
- ※ 医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表は、人事院勧告の内容に準じて改定  
※ 教育職給料表(1)及び(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定

#### (2) 特別給

- ・ 年間の支給月数を0.10月分引上げ（4.40月分 → 4.50月分）、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- ※ 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員は、人事院勧告の内容に準じて改定

#### (3) その他

- ・ 初任給調整手当について、人事院勧告の内容に準じて改定

#### (4) 実施時期

- ・ 月例給及び初任給調整手当については、令和5年4月1日から実施
- ・ 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、令和5年12月期の支給に関する改定は、この改定を実施するための条例の公布の日から、令和6年6月期以降の支給に関する改定は、令和6年4月1日から実施

### 4 人事管理等に関する諸課題

#### (1) 働きやすい魅力的な職場環境の整備

##### ア 長時間労働の是正

- ・ 健康で働き続けられる職場環境を整備するため、長時間労働の是正が急務。職員の健康保持、公務能率の向上、有為な人材の確保の観点からも、実効性のある対策が必要
- ・ 時間外勤務時間等がコロナ禍前の状況に戻りつつあるため、コロナ禍に伴う業務の合

理化・効率化を活かした形で最適化することが大切

- ・ 教育職員については、負担感・多忙感の解消にも留意しながら、学校における働き方改革をより一層推進することが必要
- ・ 職員の勤務時間を正確に把握することが極めて重要。命令書に記録された実績と、客観的な記録による実績との間の乖離を防ぐ取組みも必要
- ・ ワーク・ライフ・バランスが尊重される職場風土づくりを、所属長が率先して進めていくことが必要。所属長のマネジメントを適切に支援・監督し、「実態としての長時間労働」の是正に向けた取組みを着実に進めていくことが大切

#### イ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 育児や介護と仕事との両立支援を一層充実させていくことが必要。誰がどの職場に異動しても、両立支援制度を気兼ねなく利用することができる環境の整備が不可欠
- ・ 男性職員の育児休業取得率については、政府目標が大幅に引き上げられたことを踏まえ、数値目標の見直しが必要。また、制度の利用により他の職員に負担が偏ることがないように、代替として正規職員を配置する取組みを一層推進することも必要
- ・ 育児・介護を理由とする退職者の発生状況を継続的に把握し、状況の推移を踏まえ、必要な措置を検討するなど、育児・介護により退職を余儀なくされる職員の発生を抑制していくことも大切

#### ウ メンタルヘルス対策

- ・ ストレスチェックの集団分析については、職場環境の改善を行いやすい組織単位で分析するとともに、分析結果を管理職員にフィードバックし、リスク因子の早期発見や職場環境の改善に繋げることが必要
- ・ 相談窓口の利用状況等を分析し、ニーズに応じた相談体制を整備するとともに、日常の健康相談先として産業医等へ普段から相談できる体制を作ることが重要
- ・ いわゆるカスタマー・ハラスメントに組織として対応し、迅速かつ適切に職員の救済を図れるよう、必要な制度設計等を検討していくことも重要

#### エ ハラスメントの根絶

- ・ パワー・ハラスメントの行為者に対しては、態様等によっては免職も含め厳正に対処していくということを明確に示すべきであり、懲戒処分の指針の改正及びパワー・ハラスメントの言動例の明示について、本年度中に速やかに実施することが必要
- ・ 苦情相談窓口の利用状況等を分析し、ニーズに応じた相談体制を整備するとともに、ハラスメントの被害を受けた本人だけでなく、周囲で見聞きした第三者も含め、ハラスメントを決して見逃さない環境を作っていくことが重要

### (2) 人材の確保、育成及び活用

#### ア 人材の確保

- ・ 受験申込者数や競争倍率が全体として低下傾向にあり、この傾向に歯止めをかけることが喫緊の課題
- ・ 本委員会としては、受験者数の向上に資する採用試験のあり方を引き続き追求するとともに、情報発信の強化に一層注力。また、職員採用で競合する団体の状況を踏まえ、初任給基準について引き続き検討

- ・ 任命権者においては、(1)で言及した内容を十分に踏まえた上で、働きやすい魅力的な職場環境の整備に取り組まれることを期待

#### イ 人材の育成

- ・ 複雑・高度化する行政ニーズに限られた人的資源で対応していくため、高い課題解決能力を有し、意欲的かつ自律的に課題解決に取り組む職員の育成が急務
- ・ 人材育成基本方針に基づく人材育成が着実に推進されることを期待。また、人材育成をより実効的に推進していくためには、研修、人事配置、人事評価を効果的に連携させ、一体的・計画的に実施していくことも大変重要
- ・ 組織力を常に最大化し、これを将来に向けてさらに高めていくという視点も踏まえつつ、時流に即した人材育成を計画的に実施することが必要

#### ウ 60歳を超える職員の能力及び経験の活用

- ・ 役職定年後の職に設定された期待役割が降任する本人と配属される所属との間で正しく共有されるよう、周知に万全を期すことが肝要
- ・ とりわけ、いずれの職にも業務の遂行者としての期待役割が付与されている点は、高齢期の職員を最大限活用するという観点から、特に丁寧に周知することが必要
- ・ また、高齢期までを視野に入れた中長期的なキャリア形成のため、研修体制や人事ローテーションの検討も重要

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

#### ア 人事評価制度の改善

- ・ 能力・実績に基づく人事管理をより一層推進していくためには、基礎となる人事評価制度が、職員に納得感を持って受け入れられていることが大変重要
- ・ 「評価結果を人事・給与により一層反映していくために必要な公平性・客観性が担保されているか」、「組織全体の士気向上に資する制度となっているか」の2点に留意し、制度を定期的に検証することが必要
- ・ 必要に応じてアップデートを図り、組織の持続的な成長を促進する制度として適切かつ効果的に運用することが肝要

#### イ メリハリのある処遇の推進

- ・ 人事面では、「メリハリのある処遇の推進」という観点から人材登用のあり方を絶えず見直し、職員のモチベーションの向上と組織の持続的な成長により一層資するものとなるよう必要な措置を検討することが重要
- ・ 給与面では、昇給及び勤勉手当への人事評価結果の反映をより一層推進していくことが必要。これを推進するに当たっては、一部の成績優秀者のみならず、着実に本市の事務事業に貢献している多くの職員が報われる仕組みとされることを期待
- ・ また、ライン職・スタッフ職の職務・職責を踏まえた給与処遇の見直しも課題。とりわけ係長については、係の統括的責任者かつ事務事業の遂行単位責任者であるという職責を十分に踏まえた具体的な改善措置が必要

## 2 条例の制定、改廃に対する意見

地公法第5条第2項の規定により、人事行政に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は次のとおりである。

意見申出年月日	条 例 名	意 見
令和5年9月5日	さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和5年11月27日	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和5年11月27日	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和6年2月5日	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（第3条に規定するさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を除く。）	地方自治法の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。



### 3 規則等の制定、改廃の協議

さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）等の規定により、当該各条例に基づく規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、市長又は教育委員会はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないこととされている。

本委員会で協議した規則案等は次のとおりであり、いずれも異議のない旨の回答をした。

回 答 年 月 日	協 議 規 則 案 等
令和5年8月8日	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul>
令和5年8月21日	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul>
令和5年9月19日	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul> さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul>
令和5年12月5日	さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>(2) さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>(3) さいたま市職員の宿日直勤務手当に関する規則の一部を改</li> </ol>

	<p>正する規則</p> <p>(4) さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
令和5年12月25日	<p>さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(2) さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(3) さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
令和6年3月19日	<p>さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul> <p>さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</li> </ul> <p>さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</li> </ul>
令和6年3月27日	<p>さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>(2) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づくもの</p>

- ・ さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの

- ・ さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等

職員の初任給、昇格、昇給等の運用に際し、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならないこととされている事項等について、本委員会が承認したものは、次のとおりである。

承認年月日	任命権者	承認等の内容	根拠規定
令和5年7月12日	市長	人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、第18条
令和5年9月5日	市長	新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、第18条
令和5年9月19日	市長	第19条第1項第1号の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号
令和6年3月19日	市長 消防長 教育委員会 市議会議長 選挙管理委員会 代表監査委員 農業委員会	第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号、第4項
	市長	給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者(選考により技能職から行政職へ転職する職員)の号給の決定について	第16条
	市長	新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、第18条
	市長	人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、第18条
	消防長 教育委員会	人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定等について	第16条、第44条
	市長 教育委員会	市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、第18条
	市長 教育委員会	市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定等について	第16条、第44条
	市長 教育委員会	市立学校の教職員(管理監督職)から行政職給料表の適用を受ける職(管理監督職以外の職)に転任する者の号給の決定について	第16条

## 第4 公平審査等

### 1 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地公法第46条）。

この措置要求制度は、団体交渉権及び争議権が制限されている職員の勤務条件を確保するための代償措置として設けられた制度である。

措置要求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないこととされている（地公法第47条）。

令和5年度における措置要求の状況は、次のとおりである。

#### 措置要求の状況

令和4年度末 現在未処理件数	令和5年度の 措置要求件数	令和5年度の 処理件数	令和4年度末	令和5年度の	令和5年度末 現在未処理件数
			現在未処理件数 に係る処理件数	措置要求件数 に係る処理件数	
6件	0件	6件	6件	0件	0件

### 2 不利益処分に関する審査請求

任命権者により懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができる（地公法第49条の2第1項）。

この審査請求制度は、任命権者により行われた職員に対する違法又は不当な権利侵害を公平・中立な第三者機関である人事委員会に救済させることによって職員の身分保障の実効性を担保し、職員の身分の安定を通じて公務の民主的かつ能率的な運営を確保しようとするものである。

審査請求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、さらに必要がある場合は、任命権者に対し職員が受けた不当な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされてい

る（地公法第50条）。

令和5年度における審査請求の状況は、次のとおりである。

### 審査請求の状況

令和4年度末 現在未処理件数	令和5年度の 審査請求件数	令和5年度の 処理件数	令和4年度末	令和5年度の	令和5年度末 現在未処理件数
			現在未処理件数 に係る処理件数	審査請求件数 に係る処理件数	
1件	0件	0件	0件	0件	1件

### 3 苦情相談

職員は、人事委員会に対して、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出及び相談をすることができる。

この苦情相談制度は、職員の勤務条件や執務環境等に関する不平・不満等の苦情を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上を図ろうとするものである（地公法第8条第1項第11号）。

苦情相談があったときは、人事委員会は、相談者に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものである。

令和5年度における苦情相談の状況は、次のとおりである。

### 苦情相談の状況

苦情相談案件 の件数	相談内容（重複あり）						
	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	ハラスメント 関係	その他
13件	6件	0件	5件	0件	0件	3件	4件

## 第5 職員団体

### 1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地公法第52条第1項）。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である（地公法第53条）。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地	登録年月日
自治労さいたま市職員労働組合	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	平成14年1月25日
自治労連さいたま市職員組合	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	平成14年9月26日
さいたま市教職員組合 (全教)	さいたま市大宮区吉敷町4丁目9番地5	平成13年7月25日
さいたま市教職員組合 (日教組)	さいたま市浦和区高砂4丁目3番5号	平成13年7月25日
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和区高砂4丁目3番5号	平成13年7月25日

## 2 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体は、職員の利益を適正に代表するための基礎を欠くと考えられることから、そのような団体は、地公法上の「職員団体」として取り扱わないこととされており、管理職員等の範囲は、中立的な人事委員会が定めることとされている。

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）に規定する管理職員等の範囲は、次のとおりである。

（令和6年3月31日現在）

機関	職
各機関共通	理事、副理事、参事、副参事及び総合調整幹
議会局	(1) 局長、部長、次長及び課長 (2) 総務部の調整幹 (3) 総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあつては主査を除く。）に限る。）
市長事務部局	(1) 局長、公室長、本部長、会計管理者、総合政策監、情報統括監、危機管理監、医務監、部長、室長、広報監、行政管理監、次長及び課長 (2) 区長及び副区長 (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。）、場長、東京事務所及び患者支援センターの副所長並びに大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館の副館長 (4) 学院長及び事務長 (5) 園長 (6) 院長、副院長、院長補佐、副看護部長、科長（医療職給料表(2)の適用を受ける者に限る。）、技師長及び看護師長 (7) 局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。） (8) 市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）



- (9) 都市戦略本部行財政改革推進部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（行政改革に関する事務を担当する者に限る。）
- (10) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。）
- (11) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又は服務の調査に関する事務を担当する者に限る。）
- (12) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (13) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。）
- (14) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長
- (15) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (16) 市民局区政推進部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（区役所に係る総合調整及び区役所改革の推進に係る調整に関する事務を担当する者に限る。）
- (17) 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）
- (18) 保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
- (19) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (20) 出納室出納課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（室の人事若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の

	<p>管理に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(2) 第7号、第12号、第17号、第19号及び前号に規定する課が属する部又は室の調整幹</p>
教育委員会	<p>(1) 副教育長、部長、次長、課長、室長、主席管理主事及び主席指導主事</p> <p>(2) 所長及び館長（第3類の施設又は機関の長にあつては、地区公民館及び地区図書館の長に限る。）並びに副館長</p> <p>(3) 校長、副校長及び教頭</p> <p>(4) 管理部及び学校教育部の調整幹</p> <p>(5) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（秘書及び組織に関する事務にあつては、主任及び主事を除く。）に限る。)</p> <p>(6) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(7) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、第9号に規定する事務を除く。）を担当する者に限る。)</p> <p>(8) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(9) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（高等学校及び中等教育学校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。)</p>
市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局次長、課長及び調整幹</p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>

人事委員会事務局	(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 (2) 任用調査課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事
監査事務局	(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 (2) 監査課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
農業委員会事務局	(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 (2) 農業振興課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）

#### 備考

- 1 この表中「第3類事業所」とは、さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）別表第1第3類事業所の欄に掲げる事業所をいう。
- 2 この表中「市民の窓口」とは、さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）第17条に規定する市民の窓口をいう。
- 3 この表中「医療職給料表(2)」とは、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第3条第1項第2号イに掲げる給料表をいう。
- 4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。
- 5 この表中「第3類の施設又は機関」とは、さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第4条第4項に規定する第3類の施設又は機関をいう。
- 6 この表中「教職員」とは、さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員をいう。

## 第6 労働基準監督機関

### 1 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地公法第58条第5項の規定により、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに同表各号に属さない事業に従事する職員については、人事委員会が行使することとされている。一方、労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員並びに企業職員並びに技能職員については、労働基準監督署長が職権を行使することになる。

このように、事業の区分によって労働基準監督機関が異なることから、団体内の各事業所について、労働基準法別表第1のいずれの号に該当するかを決定することとしている（号別決定）。

号別決定の結果、本市の事業所に係る労働基準法別表第1による号別区分及び管轄労働基準監督機関は、次のとおりである。

#### (1) 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（341事業所）

（令和6年3月31日現在）

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育・研究・調査の事業 (252)	市長 (7)	人材育成課、漫画会館、大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館、高等看護学院、農業者トレーニングセンター、見沼グリーンセンター
		教育委員会 (245)	教育研究所、館岩少年自然の家、小学校 (104)、中学校 (58)、高等学校 (3)、中等教育学校 (1)、特別支援学校 (2)、五反田会館、鹿室南集会所、青少年宇宙科学館、博物館、うらわ美術館、生涯学習総合センター、公民館 (59)、図書館 (10)
別表第1の各号に属さない事業 (89)		市長 (55)	本庁、東京事務所、市税事務所（北部、南部） (2)、男女共同参画推進センター、男女共同参画相談室、消費生活センター（総合、浦和、岩槻） (3)、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、子ども家庭総合センター、産業振興会館、計量検査所、食肉中央卸売市場、車両対策事務所、まちづくり事務所（日進・指扇周辺、浦和東部、東浦和、浦和西部、与野、岩槻、浦和駅周辺、大宮駅東口、大宮駅西口） (9)、都市計画事務所（北部、南部） (2)、

		建設事務所（北部、南部）（2）、区役所（西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻）（10）、支所（馬宮、植水、三橋、日進、宮原、大宮駅、片柳、七里、春岡、東大宮、土合、大久保、谷田、三室、美園、東岩槻）（16）
	消防（28）	消防局、防災センター、消防署（10）、出張所（16）
	議会（1）	議会局
	教育委員会（1）	教育委員会事務局
	選挙管理委員会(1)	選挙管理委員会事務局
	人事委員会（1）	人事委員会事務局
	監査委員（1）	監査事務局
	農業委員会（1）	農業委員会事務局

(2) 労働基準監督署が職権を行使する事業所（122 事業所）

（令和6年3月31日現在）

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造・加工業 (33)	水道（5）	水道庁舎、針ヶ谷庁舎、北部水道営業所、水道総合センター、配水管理事務所
		教育委員会（28）	学校の給食調理場（小学校）（28）
8	商業 (3)	市長（3）	ひかり会館、思い出の里市営霊園事務所、大宮聖苑管理事務所
13	保健・衛生業 (79)	市長（79）	三つ和会館（隣保館）、食肉衛生検査所、こころの健康センター、動物愛護ふれあいセンター、市立病院、保健所、健康科学研究センター、保育園（59）、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、療育センターひなぎく、保健センター（10）
15	清掃・と畜場業 (7)	市長（7）	清掃事務所（西部、東部）（2）、環境センター（西部、東部）（2）、クリーンセンター（大崎、西堀）（2）、大宮南部浄化センター

(注) (1)・(2)の表に掲げられていない事業所は、さいたま市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

## 2 職権行使状況

当委員会が労働基準監督機関として令和5年度中に職権を行使した事項は、次のとおりである。

職権行使事項	件数
労働基準法関係	
解雇予告除外認定（労働基準法第20条第3項、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条）	1
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理（労働基準法第36条第1項及び第5項、労働基準法施行規則第16条第1項）	203
適用事業報告の受理（労働基準法施行規則第57条第1項）	0
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係	
総括安全衛生管理者の選任報告の受理（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第2条第2項）	47
安全管理者の選任報告の受理（労働安全衛生規則第4条第2項）	2
衛生管理者の選任報告の受理（労働安全衛生規則第7条第2項）	74
産業医の選任報告の受理（労働安全衛生規則第13条第2項）	59
機械等設置届の受理（労働安全衛生規則第86条第1項）	0
ボイラー性能検査結果報告の受理（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第9条）	3
第一種圧力容器性能検査結果報告の受理（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第9条）	4

## 第7 人事委員会規則等の制定、改廃

### 1 人事委員会規則

規則番号	公布年月日	規 則 名	制定改廃
	施行年月日		
令和5年 第8号	R5.12.28	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.12.28		
令和6年 第1号	R6.1.31	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R6.2.1		
令和6年 第2号	R6.3.29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則	一部改正
	R6.4.1		
令和6年 第3号	R6.3.29	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R6.4.1		

### 2 人事委員会通達

通達番号	通達年月日	件 名	制定改廃
	あ て 先		
令和5年 第4号	R5.7.11	任用に関する規則等の様式についての一部改正 について	一部改正
	各任命権者		
令和6年 第1号	R6.3.27	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の運用についての一部改正につい て	一部改正
	各任命権者		

## 第8 公平委員会事務の受託

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して地公法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができることとされている（地公法第7条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14）。

本委員会においては、これらの規定に基づき、平成19年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合における公平審査（苦情相談を含む。）に係る事務、管理職員等の範囲の規則制定等の公平委員会事務を受託している。

なお、令和5年度において処理すべき事務はなかった。



## 第9 各種会議の開催状況

### 1 全国人事委員会連合会

開催年月日	会議名	開催地	備考
令和 5年 6月 29日	第131回総会	東京都	
令和 5年 7月 6日 7日	第66回公平審査事務研修会	札幌市	

### 2 大都市人事委員会連絡協議会

開催年月日	会議名	開催地	備考
令和 5年 4月	委員長会議	浜松市	書面開催
令和 5年 8月 22日	事務局長会議	北九州市	
令和 5年 11月 16日	職員研修会（給与関係）	千葉市	
令和 5年 11月 28日	課長会議（給与・公平・労基関係）	京都市	
令和 6年 1月	課長会議（任用関係）	新潟市	書面開催
令和 6年 1月	職員研修会（公平審査関係）	広島市	書面開催
令和 6年 2月 2日	職員研修会（任用関係）	仙台市	

### 3 その他の会議

開催年月日	会議名	開催地	備考
令和 5年 8月 25日	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（総務省）	東京都	Web開催

○ 事務局職員名簿（令和5年4月1日現在）

事務局 長 高橋 一 誌

副理事兼事務局次長 渡 辺 二三代

【任用調査課】

課 長 遊 馬 正 英

参 与 (再) 久保田 章

<任 用 係>

係 長 渡 邊 裕 之

主 査 服 部 誠

主 査 新 島 雅 人

主 査 (再) 山 岸 里 美

主 任 永 井 涼 介

主 事 吉 垣 仁 美

<調 査 係>

係 長 赤 木 隆 一

主 査 高 橋 通 仁

主 査 倉 島 ちひろ

主 任 村 木 友 香

# 人事委員会年報 令和5年度

発行年月 令和6年6月

編集発行 さいたま市人事委員会事務局  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

この人事委員会年報は50部作成し、1部当たりの印刷経費は367円（概算）です。